

一般社団法人山口県サッカー協会(以下「本協会」という。)における役員(理事、監事)及び職員(事務局職員)は社会的責任を果たし、信頼を得て、本協会の理念を追求するために高い倫理意識をもって行動をとる。

本規範は、その具体的な行動等について下記のとおり定める。

なお、本規範に反した行動や行為を行った者は、社会の諸規範や本協会の規定等により、懲罰を科せられることがある。

【本協会の理念】

サッカーを通じて21世紀における山口県民の豊かなスポーツ文化の振興及び心身の健全な発育・発達に寄与する。

1. 本規範の対象者

本規範の対象となる者は、本協会規定に定める役員(理事、監事)及び職員(事務局職員)とする。

2 行動の基本原則

(1) 役員及び職員は、本協会定款第3条に規定する「目的」を達成するために、本協会関係規定に基づき、本協会及びサッカー界が負う社会的責任を強く認識し、社会からの期待に応えられるよう、職務を公正かつ誠実に履行しなければならない。

(2) 公私を問わず、常に自らを厳しく律し、責任をもって誠実かつ公正な行動をとり、社会的信頼の維持向上に努めなければならない。

3. 関係者の具体的な遵守事項

具体的な遵守事項に関しては、「公益財団法人日本サッカー協会 倫理規範 3. 具体的な遵守事項」に倣う。